

令和2年度 最低賃金審議状況一覧表(地域・特定最賃決定までの経過)

宮城労働局

1 最低賃金審議会 本審

件名	審議会等回数			
	第1回	第2回	第3回	第4回
	2. 7. 3(公開)	2. 7. 29(公開)	2. 8. 20(公開)	3. 3. 25(公開)
本審議会	① 会長等選出(会長赤石委員・会長代理工藤委員) ② 宮城県最低賃金の改正決定の諮問 ③ 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて ④ 最低賃金専門部会の設置及び廃止について ⑤ 令和2年度特定最低賃金の審議状況について ⑥ 特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について ⑦ 特定最低賃金必要性の有無の審議について ⑧ 令和2年度最低賃金の周知に係る取組状況について ⑨ 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について ⑩ 審議にあたっての資料説明	① 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達 ② 令和2年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張 ③ 最賃法第25条に係る関係者からの意見聴取(全労協、県労連から1名ずつ聴取) ④ 宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について ⑤ 宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)	① 審議会意見に対する異議申出について諮問→棄却答申 ② 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について資料説明 ③ 同答申(3業種とも必要性あり) ④ 特定最低賃金改正決定の諮問	① 特定最低賃金の審議状況について ② 最低賃金の周知に係る取組状況について ③ 令和3年度 宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について ④ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について

2 地域別最低賃金専門部会

県	最賃	審議会等回数			
		第1回	第2回	第3回	第4回
		2. 7. 29	2. 7. 30	2. 7. 31	2. 8. 3
宮城	諮問 2. 7. 3 答申 2. 8. 3 時間額 825円 引上げ額 時間額 1円 官報公示 2. 8. 31 発効日 2. 10. 1 (指定日)	① 部会長等の選出(部会長赤石委員・部会長代理工藤委員) ② 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程について ③ 宮城県最低賃金専門部会の公開について ④ 賃金改定状況調査結果説明 ⑤ 宮城県最低賃金の改定審議資料説明 ⑥ 令和2年賃金実態調査結果説明 ⑦ 金額審議	① 金額審議	① 金額審議	① 金額審議 ② 合意 全会一致 答申

適用使用者数 73,018事業場

適用労働者数 909,900名

3 特定最低賃金専門部会

業種	審議会等回数				
	第1回	第2回	第3回	第4回	
鉄鋼業	諮問 (2. 8. 20) 答申 (2. 10. 9) 時間額 925円 引上げ額 時間額 2円 官報公示 2. 11. 10 発効日 2. 12. 15 (指定日)	2. 10. 6	2. 10. 7	2. 10. 9	適用使用者数 19事業場 適用労働者数 1,987名
電子回路、部品、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	諮問 (2. 8. 20) 答申 (2. 10. 22) 時間額 864円 引上げ額 時間額 2円 官報公示 2. 11. 20 発効日 2. 12. 20	2. 10. 2	2. 10. 5	2. 10. 8	適用使用者数 365事業場 適用労働者数 14,694名
自動車小売業	諮問 (2. 8. 20) 答申 (2. 10. 23) 時間額 891円 引上げ額 時間額 1円 官報公示 2. 11. 24 発効日 2. 12. 24	2. 10. 1	2. 10. 5	2. 10. 12	適用使用者数 1,638事業場 適用労働者数 12,021名

宮城県の最低賃金の推移一覧表

資料 2

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)
H21	662円	9	771円	7	738円	5	740円	5
	H21.10.24	1.38	H21.12.15	0.92	H21.12.15	0.68	H21.12.16	0.68
H22	674円	12	780円	9	743円	5	746円	6
	H22.10.24	1.81	H22.12.15	1.17	H22.12.15	0.68	H22.12.15	0.81
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
	H23.10.29	0.15	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	H24.10.19	1.48	H24.12.15	0.9	H24.12.15	0.67	H24.12.15	0.94
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	H25.10.31	1.61	H25.12.15	1.27	H25.12.19	1.07	H25.12.15	1.19
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.5	R1.12.15	2.89
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	R2.10.1	0.12	R2.12.15	0.22	R2.12.20	0.23	R2.12.24	0.11

宮城県の最低賃金(地域別及び特定)に係る影響率、未満率の推移

資料3

□宮城県最低賃金

平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率										
4.52	2.58	10.85	4.32	7.55	1.74	7.39	2.57	11.52	1.41	8.95	1.78	14.03	1.73	6.31	1.45

□宮城県鉄鋼業最低賃金

平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率										
2.00	2.03	0.00	0.00	0.93	0.51	0.80	0.40	0.24	0.00	2.97	0.00	2.06	1.03	0.00	0.00

□宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率										
16.60	6.21	8.90	4.96	16.62	7.87	9.30	4.53	16.97	7.45	15.10	5.11	28.17	3.73	15.43	10.38

□宮城県自動車小売業最低賃金

平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率										
4.00	3.48	1.90	1.34	2.55	1.40	3.28	2.30	4.43	3.64	1.85	0.56	4.04	2.56	3.18	2.60

※未満率 現在適用されている最低賃金を下回っている労働者の割合

※影響率 改定後の最低賃金を下回る労働者の割合

令和 2 年度 最低賃金の周知に係る取組状況

1 プレスリリース（新聞発表）

（1）最低賃金を中心とした監督指導結果の公表

7月3日に令和元年度（令和2年1月～3月）に実施した最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を公表した（195 事業場実施。最低賃金違反 30 事業場、違反率 15.4%（前年比 9 件減少、0.7 ポイント増加））。

（2）地域別最低賃金の周知

① 7月3日労働局長から地方最低賃金審議会長への諮問時、② 8月3日審議会長から局長への答申時にそれぞれ公表したほか、③ 発効日の 10月1日に最低賃金周知活動取組を公表した。

（3）特定最低賃金の周知

3業種全ての専門部会が結審し、審議会長から局長への答申後、3業種のうち最初に発効した鉄鋼業最低賃金の発効日である 12月15日の直前 12月14日に公表した。

2 自治体が発行する広報誌を利用した周知

地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金のそれぞれの官報公示日直後に、広報紙への掲載枠の確保、最賃改正の最新情報の提供をメールで依頼した。その後、未掲載の自治体に対しては、電話により依頼した結果、県・市町村計 34 自治体の広報誌に掲載された。

3 商工会議所、商工会等使用者団体が発行する機関誌を利用した周知

自治体への依頼方法に準じて、県内各商工会議所、商工会等に対して地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正に合わせてメールで周知を依頼した。また、周知用リーフレット（本省作成、宮城局作成）等を送付して、機関誌等を利用した会員への周知要請を行った。

4 ポスター、リーフレットによる周知

（1）地域別最低賃金

① 令和 2 年 9 月 24 日から順次発送

② 送付先は、計 977 機関・団体等

県内自治体（36 か所）、役場出張所、労働基準協会、労働災害防止団体、商工会議所、商工会、民主商工会、使用者団体、商店街振興組合、労働団体、広報雑誌

社、教育関係団体、高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、
県下図書館、道の駅、派遣団体等

(個別に送付した、最低賃金減額特例許可を受けている事業場(134件)、過去5
年間の法令違反指導事業場(147件)を含む)

(2) 特定最低賃金

①令和2年12月11日から順次発送

②送付先は、計822機関・団体等。

上記977機関・団体等のうち、団体は特定最低賃金適用産業に関するものに限定。

(個別に送付した、電子部品等製造業291事業場、鉄鋼業17事業場、自動車小
売業171事業場(外車新車・中古車・自動車部品販売業者含む)を含む。)

5 ローカルFM放送による周知

ローカルFM放送局、県内10社に対して放送依頼を行った。そのうち8社で放送され
た。

6 その他の取組みによる周知

(1) 宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークの庁舎内に俳優ののんさんの画像
を使用した最低賃金改正の周知用のぼり旗を設置。さらに、宮城労働局、各労働基準
監督署及びハローワークで使用する封筒に貼る最低賃金額を表示した「最低賃金シー
ル」を作成して、事業場のみならず、労働者等に対しても幅広く最低賃金額の周知徹
底を図った。

なお、シールが傘下会員に対する周知に有効だとしてシール提供の依頼があった団体
にシールを提供した。

(2) 宮城労働局メールマガジンにおいて、最低賃金改正広報を行った。併せて宮城労働局
HP(ホームページ)のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、そこに最低
賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供した。

(3) 特定最低賃金の適用業種を周知するため、上記4(2)の特定最低賃金リーフレット
に産業分類番号を掲載し、宮城労働局HPに産業分類番号ごとの業種の名称及び適用の
有無を掲載した。

(4) キャリア支援センター等でSNSにより情報発信している県内9大学に対し、改正最
低賃金についてSNSによる情報発信を依頼した。

最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移(平成19年～令和3年)

年	法違反の状況			法違反の認識状況(%)			最低賃金額未払労働者の状況		
	監督実施 事業場数	旧法第5 条、法第4 条違反事業 場数	違反率 (%)	適用される 最低賃額を 知っている	金額は知ら ないが最低 賃が適用さ れることは 知っていた	最低賃が適用 されること を知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未払 労働者数	未払 労働者数の 比率 (%)
19	266	19	7.1	42.1	42.1	15.8	3,670	74	2.0
20	257	24	9.3	47.9	50.6	1.6	2,720	72	2.6
21	124	37	29.8	56.5	42.7	0.8	2,274	166	7.3
22	192	35	18.2	56.3	42.2	1.5	2,969	206	6.9
23	206	42	20.4	54.9	43.7	1.4	2,596	125	4.8
24	196	9	4.6	59.2	39.8	1.0	2,059	27	1.3
25	244	30	12.3	40.0	56.6	3.4	2,089	77	3.7
26	200	13	6.5	68.0	30.5	1.5	1,831	80	4.4
27	194	28	14.4	62.9	36.6	0.5	1,720	77	4.5
28	205	29	14.1	71.7	23.9	4.4	2,311	126	5.5
29	279	41	14.7	64.9	34.4	0.7	2,769	105	3.8
30	249	32	12.9	84.3	14.9	0.8	2,212	86	3.9
31	266	39	14.7	86.5	13.2	0.3	2,724	131	4.8
2	195	30	15.4	91.8	8.2	0.0	1,663	56	3.4
3	231	15	6.5	87.9	12.1	0.0	1,850	27	1.5

- (注) 1 平成20年以前は、旧法第5条、平成21年以降は、法第4条違反の事業場数である。
(法第4条第1項「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」旧法第5条も同文である。)
- 2 令和3年は2月末現在の数値である。

令和 2 年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	16 (19)	1,780 (1,987)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	276 (365)	15,623 (14,694)
自動車小売業	957 (1,638)	8,320 (12,021)
産業別最低賃金合計	1,249 (2,022)	25,723 (28,702)

- ※ 令和 2 年 12 月 1 日現在の集計数である。
- ※ 平成 28 年経済センサス活動調査を基に推計したものである。
- ※ カッコ内は前年度の数字である。

令和3年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況

資料7

改正 新設 廃止 等の別	件名・適用対象業種の範囲	意向表明 年月日	意向表明者 (団体名を含む)	適用事業所数 適用労働者数 (R2.12.1現在)
改正	<p>宮城県鉄鋼業最低賃金 鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管，可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）</p>	令和3年 3月9日	基幹労連宮城県本部 委員長 青田 浩一	16 1,780
	<p>宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</p>		電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴	276 15,623
	<p>宮城県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</p>		自動車総連 宮城地方協議会 議長 伊藤 貢	957 8,320

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況（令和 2 年度）

1 専門家派遣・相談等支援事業について

(1) 「宮城働き方改革推進支援センター」の設置

ア 委託先：TMC 仙台

イ 開設日：TMC 仙台で毎日（土日祝祭日を除く）

ウ 相談受付等の実績（令和 3 年 2 月末現在）

年 度	窓口相談の件数	派遣相談
H26	117 件	9 件
H27	80 件	6 件
H28	162 件	33 件
H29	185 件	18 件
H30	355 件	169 件
R 1	734 件	281 件
R 2	403 件	99 件

(2) 周知と広報の取組み

センターの設置に関して、宮城労働局のHPでの公表や新聞掲載の他、関係団体・各種団体等への広報等を行った。

また、センターの実施する「個別相談」、「企業訪問相談」「セミナー開催・講師派遣」等の事業に関する広報を随時実施した。

2 助成金について

申請件数、交付決定・認定件数は別紙のとおり。

業務改善助成金の申請にあたり、最低賃金が改定される前での申請が有効であることから、6月に賃金設定や業種から助成金の有効な活用が期待できる県内中小企業（104社）に対し、リーフレットと活用事例集を送付し、助成金の活用を促した。

また、補正予算の成立に伴い業務改善助成金が拡充（より利用しやすいよう低額の賃金引き上げ額に対応した新コースの追加）された2月に、賃金水準が比較的低い業種の団体等（36団体）に対して、改正内容の周知を行い、リーフレットを配布した（約2千部）。

さらに、宮城県社会保険労務士会が行う県内の社会保険労務士を対象としたセミナー（2月）及び事業主団体が行う説明会（2月にのべ3回）で業務改善助成金の周知と活用を促したほか、年間を通じて宮城労働局職員が啓発指導等で事業所訪問した際にリーフレット等の資料を持参して事業主に対し

活用を促した。

その他、宮城労働局メールマガジン等の広報ツールを使用した周知活動を積極的に行った。

賃金引上げに関する各種助成金の申請、決定状況

令和3年2月末現在

種 類	助成要件	申請件数 (※)	交付決定・認定件数 (※)
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合	19件	10件 令和元年度 9件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した場合	46件	46件 令和元年度 34件
人材確保等助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る場合	29件	27件 令和元年度 12件

※キャリアアップ助成金、人材確保等助成金については、計画届出件数及び計画認定件数を計上。